

経営革新等支援機関の認定取得のお知らせ

弊社は、中小企業経営力強化支援法（平成24年8月30日施行）に基づく、経営革新等認定支援機関として、下記の通り平成28年1月15日付で主務大臣より認定を受けましたのでお知らせ致します。

経営革新等支援機関認定制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識を有し、支援に関わる実務経験が一定レベル以上の個人、法人等を主務大臣が認定し、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備する制度です。

これにより、弊社は、中小企業の経営状況の分析、事業計画の策定及び実行支援、再生計画の策定及び実行支援、事業承継、M&A・マッチング支援等の企業再生の分野において、より一層充実したコンサルティング機能を発揮していく所存です。

株式会社山田債権回収管理総合事務所
代表取締役 山田 晃久

記

認定年月日 平成28年1月15日
認定番号 関財金1第1050号
20151224 関東第85号